

皆さんおはようございます。今定例会議もどうぞよろしくお願い致します。

それでは、6月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、大きく3点述べさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

新型コロナウイルス県内新規陽性者は、5月24日以降ゼロとなっていたところでございますが、6月18日に新たに陽性者が確認されました。この方の感染経路については明らかであり、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージにつきましては、「注意ステージ」のまま、現状としては変更する状況には至っておりません。

6月19日以降は、全国的な動向も踏まえて、外出につきましては、これまでの「感染者が多く発生している地域への移動を極力控える」という呼びかけを「滋賀らしい生活三方よし」の実践による感染拡大防止の呼びかけとさせていただき、また、イベント開催につきましては、段階的に緩和していくこととしたところです。

新型コロナウイルスは県民の生活や経済に多大な影響を与えております。

外出自粛や、学校の臨時休業の他、大小含めて多くのイベントが延期や中止となりました。来年春に開催を予定していた全国植樹祭や、6月3日から5日にかけて大津市で開催が予定されていた全国知事会議も延期となったところです。

6月19日公表の内閣府の月例経済報告では、国内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつあるとされ、また、6月10日公表の日銀京都支店の管内金融経済概況では、滋賀県の

景気判断は4か月連続引き下げとなっているところです。

滋賀労働局が発表した4月の有効求人倍率についても4か月連続で低下し、1.08倍、これは近畿で最低となっています。

こういった影響から一刻も早く日常を取り戻し、より良い新しい生活や環境、仕組みを作るためにも、社会経済文化活動について、いかに感染拡大防止に努めつつ、レベルを引き上げていくかが重要になると考えています。

そのため、国の第二次補正予算の活用も念頭に入れながら、必要となる追加の予算については、今定例会議にお諮りしたいと考えております。

ここでは、県の対策の基本的な考え方、今後の方向性について、現在、改定作業中の総合対策に基づき、ご説明いたします。

まず第一に『今こそ、お互いを尊重し、助け合』うということです。

このような時だからこそ、障害者や外国人など、真に困っている方々にしっかりと寄り添う必要があります。そのため、障害者や外国人県民に対する情報発信等や相談・生活支援を強化してまいります。

第二に『徹底した感染拡大防止策』です。

現在は落ち着きをみせていますが、この脅威は、集団免疫の獲得、ワクチン等の開発・普及まで続くと考えられ、長期戦を覚悟しなくてはなりません。そのため、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づき、各ステージに応じた感染拡大防止策を徹底してまいります。

また、検査体制・疫学調査の充実・強化、様々な媒体・ビッグデータを利用した情報発信の強化の他、感染状況等のモニタリングにより感染急拡大の兆候に先手をうって必要な対策を講じることができるよう準備を進めてまいります。

第三に『医療提供体制の充実・強化』でございます。

感染状況が落ち着きをみせている今、貴重な「時間」を有効活用し、今後予想される次なる波への備えを行ってまいります。

これまで2,000床と試算していたピーク時の病床数については再試算を行い、ピーク時の病床数を450床、いつでも即時受け入れ可能な病床を140床と設定するとともに、宿泊療養施設は当面の間、一定の部屋数を確保してまいります。また、その他の病床の運用につきましては、コロナ以外の医療への影響を考慮し、感染状況に応じた柔軟な運用に切り替えてまいります。

第四に『経済・雇用・生活支援対策』でございます。

中小企業等の資金繰りの支援、生活に困窮されている方への資金貸与などの緊急対策に加え、今後は雇用対策への更なる注力や、収束後を見据え、「そろりそろり」と始動する観光・物産関連産業の反転攻勢が必要です。

今後は、中小企業等の事業継続に向けた取組を引き続き支援するとともに、現在の雇用を「守る」、企業と求職者を「つなぐ」、未来につながる雇用を「創る」という取組を進めるとともに、ポストコロナを見据えた事業展開の加速化を支援してまいります。

最後の五つ目は『学びの機会の確保・未来への投資』です。

臨時休業していた県内学校における教育活動が再開となり、今後は、学びの保障などに注力していくために、必要な人的・物的体制を強化するとともに、ICTを活用した教育の充実を推進してまいります。

また、この感染症により、子ども達は、大きな負の影響を長期間にわたって

受ける可能性があるとの指摘もあることから、今後、幅広くご意見を伺いながら、負の影響を最小にするよう取組を進めてまいります。

総合対策の取組と併せまして、これまでの取組の振り返りと今後に向けての課題や方向性について検討し、今般、その骨子案を取りまとめたところでございます。

その中では、例えば、外出自粛要請等の緊急事態措置について、接触機会の低減により陽性者数が減少傾向となったと考えられる一方、感染拡大防止策と、社会経済文化活動との両立について課題もあることから、いわゆる休業要請のタイミングや対象について、今後、検討を行うこととしております。

この骨子案については、議会や市町、関係団体をはじめ県民の皆様からのご意見をお聞きしながら、より充実したものとし、次なる波に向けた対策に生かすことで、対策のより一層の強化・充実を図ってまいります。

また、健康医療福祉部医療政策課内に新たに「感染症対策室」を設置するなど、県庁の機動性・実効性を高めることで対応力を強化し、難敵である新型コロナウイルスとうまくつきあいながら、社会経済文化活動をリスタートしていきたいと考えています。

なお、出水期に入り、今後、水害リスクが高まってまいります。

5月29日には「淀川水系治水協定」を締結したところであり、今後はダムにおける水道、農業用水などの利水容量を活用した事前放流等も実施し、河川での水害リスクの低減を図ってまいります。

加えて、災害時における避難所は、集団感染の発生が危惧されることから、県民の皆さまへの「分散避難」などの呼び掛けとともに、ホテルや旅館の避難所としての活用に向けた調整や、避難所運営のためのガイドラインを作成するなど、今般の新型コロナウイルス感染症禍における災害対応に、万全を期してまいります。

次に、これからの公共交通について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による利用者の減少の影響により、交通事業者は大変厳しい経営状態だと伺っております。また、今回の事態の収束後におきましても、生活様式の変容から人の移動が減少することが見込まれ、公共交通を取り巻く環境の変化も予想されるところです。

しかしながら、地域の活力を維持、活性化するためには、移動手段の確保が必要不可欠であると認識しています。

そのような中、近江鉄道につきましては、今後の滋賀県、とりわけ湖東地域の発展にとってなくてはならない鉄道であるとの認識のもと、3月には全線存続の方針を固めたところであり、また、6月2日に開催した第三回の法定協議会において、全線存続に向けたイメージの共有に加え、検討課題と対応方策、それぞれの主体が果たすべき役割について、議論を深めたところです。

近江鉄道線を軸とした県東部地域の健全かつ持続的な発展と、そのために必要な交通ネットワークの維持、構築を目指し、今年度中のできるだけ早い時期に大きな方向性を固めるべく、しっかりと議論を積み重ねてまいりたいと存じます。

また、新たなモビリティの導入に関しては、4月13日に一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 滋賀県支部様と、地域の移動支援に係る包括連携協定を締結したところです。

その最初の取組として、竜王町で新たなデマンド型交通の導入に向けた実証実験を行うこととし、5月20日には、その推進に向けた「竜王M a a S協議会」を設立いたしました。

人口減少・高齢社会を迎える中で、交通不便地における移動手段の確保は喫緊の課題であり、今回の実証実験を通して、交通不便地における新たなモビリティの導入可能性についてしっかりと検証し、他の地域への展開も視野に検討を進めてまいります。

このような時期だからこそ、それぞれの地域特性に加え、新型コロナウイルスによる社会活動の変化にも対応した地域交通のあり方を市町、関係団体、交通事業者等と連携しながら検討してまいりたいと考えています。

最後に琵琶湖を取り巻く諸課題について申し上げます。

6月22日の環境審議会でもご報告したところですが、令和元年度の調査において昭和54年の観測開始以来、初めて北湖の全窒素に係る環境基準を達成いたしました。この環境基準は富栄養化に関する指標であり、県がこれまで取り組んできた琵琶湖の水質改善対策の成果が着実に現れてきたものと認識しています。

県民の皆さまのご協力、関係者のご尽力に感謝いたしたいと存じます。

一方で、水質の改善により期待された在来魚介類のにぎわいは戻っておらず、また、全層循環が2年連続で未完了となるなど、琵琶湖を取り巻く環境は、環境基準が設定された昭和40年代には想定されていない状況に直面しています。

これまで「汚濁物質」として削減してきた水中の「窒素」は、一方では生物を支える栄養素としての側面も有することや、湖底付近の溶存酸素量の不足は湖底における生物の生息を左右することから、琵琶湖の生物への影響が懸念されるどころです。

このため、琵琶湖環境科学研究センターにおいて湖底の状況に関する調査を実施しておりますが、昨年度の夏以降に北湖湖底の一部に見られていた溶存酸

素量の特に少ない水域が、3月には解消し、溶存酸素量が上昇するとともに湖底のイサザやスジエビの生存が確認されたところです。

このように、現時点では湖中の生物などに特段の影響は見られていないものの、引き続き、湖底の状況について注視するとともに、「窒素」を魚介類の「栄養素」として生態系の視点で捉えなおした研究を進め、水質だけではなく、生態系も含めた琵琶湖の健全性について検討し、課題解決に引き続き取り組んでまいります。

また、今年度は「琵琶湖総合保全整備計画」や「琵琶湖保全再生計画」など、多くの琵琶湖、環境関連の計画の改定や策定のほか、環境関連条例の改正を予定しております。

5月26日の国への政策提案におきましても、小泉環境大臣に対して、琵琶湖の保全再生に向けた取組やCO²ネットゼロに向けた取組の推進について要望を行うとともに、連携の強化も呼びかけたところですが、国の支援も受けつつ、多様な主体が琵琶湖に関わる新たな枠組みの創設や、森林における近年顕在化してきた課題への対応など、昨年3月に策定した第五次滋賀県環境総合計画の目指す将来の姿である「持続可能で活力あふれる循環共生型社会」に向けての基本的方向性を取り込み、課題の解決に向けた具体的な方向性を示してまいりたいと考えています。

加えて、「やまの健康」の取組においては、琵琶湖と人々の暮らしを支える、森林づくりの基盤である一方で、過疎化や高齢化など、多くの課題が先行的に顕在化している農山村の活性化を進めるため、今年度、モデル地域に新たに3つの地域を追加いたします。農山村と都市の両面での事業を展開しながら、県全体で「やまの健康」の実現に努めてまいります。

また、併せまして「滋賀もりづくりアカデミー」におきましては、今年7月より、林業の新規就業者を対象として、林業に携わりながら山村の暮らし方を

学ぶ特色あるカリキュラムにより、農山村の活性化に資する人材の育成を始めてまいります。

全国植樹祭は令和4年度に延期されることとなりました。これを機に醸成の時間がより一層確保できたと前向きにとらえ、引き続き準備を進めてまいります。

こういった取り組みにより、県産材のさらなる活用や、度重なる台風や集中豪雨等により頻発する森林被害、森林を支えてきた農山村の過疎化や高齢化といった、近年になって新たに顕在化してきた課題に対応してまいりたいと考えています。

今般、丹生ダム中止後の地域整備について、ダムの買収済み用地、その背後の残存山林、工事の中断された付替え県道について、県として引き受ける方針を関係5者で合意したところでございます。

ダムの買収済み用地やその周辺は、その多くが森林であることから、その豊かな自然環境の保全に努めてまいります。

また、今後とも国、水資源機構、長浜市と連携して、地域にしっかり寄り添って、スピード感をもって地域整備を進めてまいります。

琵琶湖をはじめとする自然環境という資本は、このコロナ禍においても、「密」ではないものとして改めて見直される機会にもなると認識しています。そういった価値も位置づけながら、持続可能で活力あふれる循環共生型社会の実現を目指してまいります。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第98号は、一般会計の補正予算案でございます。キャトルステーション

の導入頭数の増加に係る経費、名神名阪連絡道路にかかる道路調査費や公共事業に係る内定を踏まえた経費の追加などにより、総額で
87億5,317万4千円の増額補正を行おうとするものです。

次に、条例案件でございます。

議第99号は、生活保護法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものです。

議第100号は、児童相談所職員の特殊勤務手当について、処遇改善を図るため、改正を行おうとするものです。

議第101号は、「滋賀県子育て支援対策臨時特例基金」の設置目的の追加を行うとともに、設置期限を延長するため、改正を行おうとするものです。

議第102号は、地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、自動車税などについて、それぞれ所要の改正を行おうとするものです。

議第103号は、地域再生法に規定する地方活力向上地域における課税の軽減措置の適用期限を延長するため、改正を行おうとするものです。

議第104号は、琵琶湖博物館の第3期リニューアルオープンに併せた観覧料の改定時期を延期するため、改正を行おうとするものです。

議第105号は、本県警察職員が感染症等対処作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、改正を行おうとするものです。

最後に、その他の案件でございますが、

議第106号は、契約の締結について

議第107号および議第108号は、契約の変更について

議第 109 号は、損害賠償請求事件の和解について
それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。